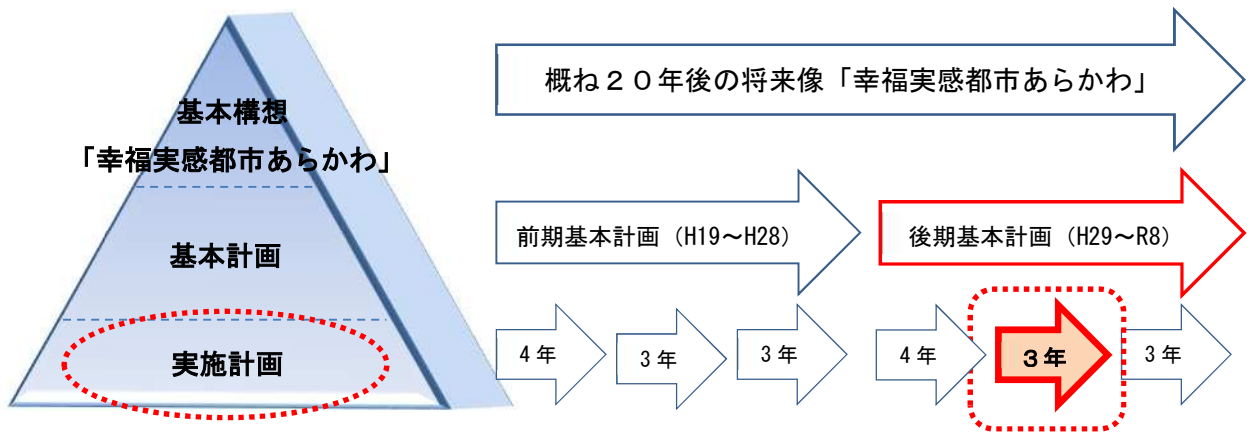


○ 荒川区実施計画について



- ・ 区では、平成 18 年度に「荒川区基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、概ね 20 年後に区が目指すべき将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げるとともに、基本構想を実現するための 10 年間の計画として「荒川区基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。
- ・ 平成 29 年 3 月末にて基本構想における前期 10 年間が終了し、前期基本計画（平成 18 年度～平成 28 年度）の計画期間が満了となることから、平成 29 年度から～平成 38 年度を計画期間とする基本計画の改定を行いました。
- ・ 本計画である「荒川区実施計画」（以下「実施計画」という。）は、基本計画が示す方向性を、具体的に推進していくための計画として位置付けており、基本計画の計画期間である平成 29 年度～平成 38 年度の 10 年間を、前期、中期、後期の 3 区分に分け、4 年ないし 3 年ごとに改定を行います。
- ・ 今回策定する実施計画（令和 3 年度～令和 5 年度）は、基本計画の計画期間（平成 29 年度～令和 8 年度）の内、中期 3 年間に特に重点的に取り組む事業、取組方針、目標値等を示すものであり、本計画に位置づけた事業等を着実に推進することにより、「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指します。

○ 今回の実施計画改定にあたって

令和2年は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、最初の症例確認から一年以上が経過した今もなお、感染者数は増加を続けています。

ウイルスという目には見えない脅威により、区民の生活は大きな制約を強いられ、心身の健康や、地域経済に大きな影響を与え、これまでの社会生活を一変させる未曾有の事態となっています。

これまで、区では緊急事態宣言の発令を待つことなく、各種イベントの中止や区施設の休館などにより、感染拡大防止の取り組みを実施してきました。

加えて、数回にわたる補正予算を編成し、区独自のPCR検査体制の整備・充実、特別融資制度の創設をはじめ、子育て世帯への支援や家庭学習の環境整備支援、各種給付金の支給など、区民の皆様の安全・安心を守る様々な対策に取り組んできたところです。

新型コロナウイルス感染症は未だに収束の兆しが見えず、区民の生活は3密（密集、密接、密閉）の回避を原則とした新たな生活様式が常態化しつつあります。

このような社会情勢の中、生活保護費をはじめとした義務的経費や公共施設の老朽化対応等のための投資的経費に、今後、多くの財政需要が見込まれている一方、税収や特別区財政調整交付金などの減収が予想されており、区を取り巻く財政環境はより一層厳しい局面を迎えております。

以上を踏まえ、今回の実施計画の策定に当たっては、コロナ禍で想定される、「新たな日常」をひとつのファクターとして、ICT技術を活用した行政のデジタル化による業務効率の向上等の取り組みや、徹底した事業の見直しや新たな財源の確保などによる持続可能な行財政運営の視点を念頭に内容の見直しを行っていきます。

○ 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

国連サミットにおいて、“誰一人取り残さない—No one will be left behind”を理念として採択された持続可能な開発目標であるSDGs目標の達成には、国や企業だけではなく、地方自治体による取り組みが必要不可欠とされています。また、国においてもSDGsの実施指針の改定が行われ、SDGsアクションプランが示され、地方自治体が各種計画や戦略の策定に際して、SDGsの関連を取り入れる考えが示されています。

荒川区では、基本構想に基づき、全ての区民の皆様に幸福を実感していただける地域社会を目指し、区政の各分野において、様々な施策を実施してまいりました。中長期的な視点を持って事業に取り組み、子どもの貧困問題や虐待防止、障がい者の自立支援等、社会的に弱い立場の方々に対する支援等も積極的に実施してまいりました。こうした取組は、SDGsが目指すべき方向性と重なるものと考えています。

こうしたことから、今回改定する実施計画において記載する政策体系及び事業について、SDGsの17目標（ゴール）別に整理を行いました。具体的なSDGsとの関連性については、巻末の「SDGsと政策体系の関係性について」を参照してください。

